

学校再編による通学区の統合について

1 審議会の設置目的及び所掌事務

島田市立の小学校及び中学校の通学区域の適正化を図るため、島田市教育委員会の諮問に応じ、小中学校の通学区域の設定について調査審議し、答申する。

※参考：別紙1「島田市立小学校及び中学校通学区調査審議会条例」第1条及び第2条

2 通学区域

- ・就学校の指定をする際の判断基準として、教育委員会があらかじめ設定した区域をいう。
- ・この「通学区域」については、法令上の定めはなく、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状况、地域社会がつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情等それぞれの地域の実態を踏まえ、教育委員会の判断に基づいて設定されている。
- ・島田市では、別紙2「島田市教育委員会就学事務取扱要綱」（内規）において規定されている。（別表1、2のとおり）

<参考：就学校の指定の流れ>

- ・教育委員会は、市内に小学校（中学校）が2校以上ある場合、就学予定者が就学すべき小学校（中学校）を指定することとされている。（学校教育法施行令第5条）
- ・就学校の指定にあたり、あらかじめ通学区域を設定し、それに基づいて指定を行っている。
- ・指定された就学校について、保護者の意向や子どもの状況に合致しない場合等において、教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申立により、市内の他の学校に変更することができる。（学校教育法施行令第8条）

※参考：別紙3「学校教育法施行令（抜粋）」

3 審議会スケジュールについて

6月～8月 委員の選任、教育委員会へ付議（委員委嘱、諮問）

9月 審議会開催

11月 教育委員会へ答申

4 諮問内容

諮問書のとおり

5 現状・課題・対策等

- ・過去に、湯日小学校の学区の一部の地域（吹木）の児童が、通学の安全性の確保の観点から、金谷小学校へ指定学校の変更を行ったことがある。（通学路に危険な箇所がある場合は、保護者の申請により、安全な隣接学区の学校へ通学できる。）

※参考１：別紙２「島田市教育委員会就学事務取扱要綱」第９条第４号

※参考：過去５年間（H27-R1）の実績 H27 １件

- ・学校の統合により遠距離通学になる地域がある。
→スクールバスを運行する。
- ・児童生徒や保護者及び学校は、これまで、統合先の学校へ通うとことを前提に準備を進めてきている。
- ・平成２８年度から、小規模特認校制度を利用し、伊久美小学校に通っている児童は、小学校卒業後に北中学校へ進学することができる。（最長６年間ともに過ごした仲間と同じ中学校に進学したいという希望や、地元の学区の中学校へ通うことに不安があるとの声があったため。）

※参考１：別紙２「島田市教育委員会就学事務取扱要綱」第９条第１１号

※参考２：別紙４「島田市小規模特認校制度要綱（抜粋）」

※参考３：過去４年間（H28-R1）の実績 H28 ３人/３人 H29 ２人/３人

H30 １人/１人 R1 ０人/０人

6 教育委員会の考え

- ・児童生徒の通学の安全性の確保については、スクールバスの運行や指定学校の変更等により対応できること。
- ・学校再編による児童生徒、保護者等の不要な混乱を避けること。
- ・小規模特認校制度を利用している児童について、北中学校へ進学している実績があること。
- ・これらを踏まえ、学校の統合に合わせた学区の統合を行うこととしたい。
- ・併せて、学区の統合に伴い、小規模特認校制度を利用している児童について、希望する場合は、伊久美小学校の児童の進学先と同じ島田第一中学校への進学を認めることとしたい。